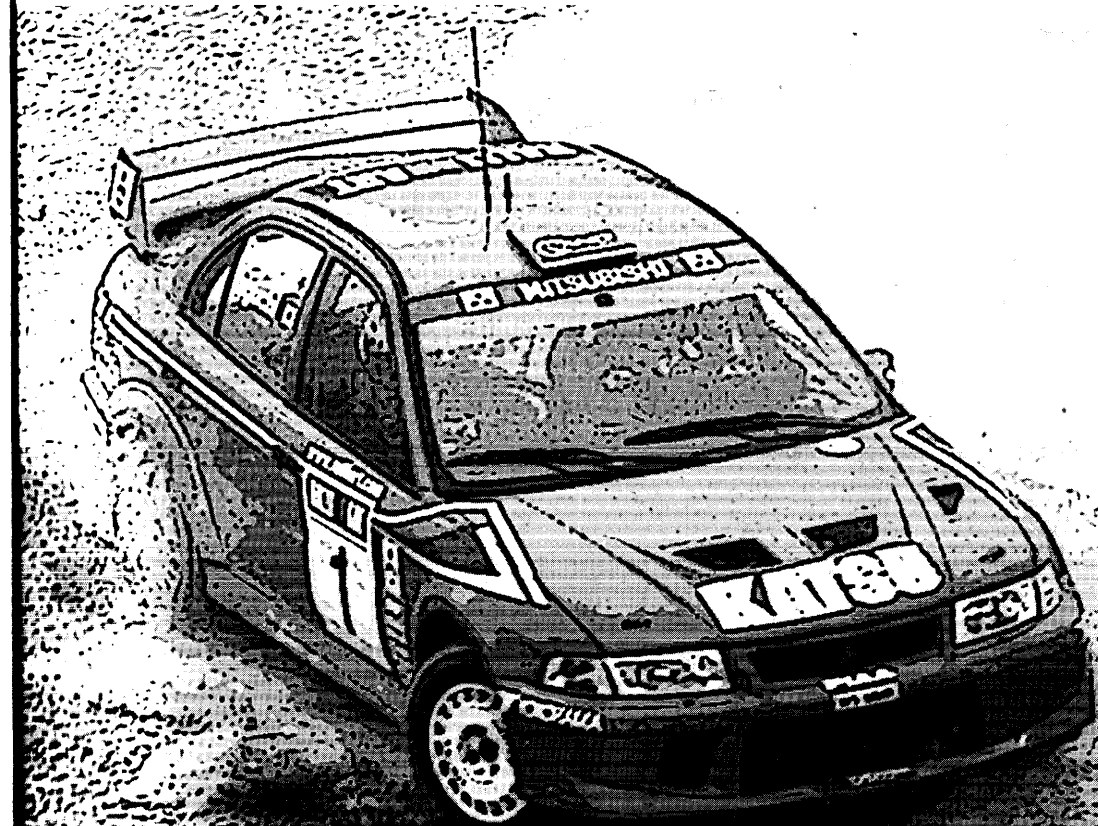


ALL JAPAN
RALLY CHAMPIONSHIP
North Attack
Rally 4-6 July 2003



rally & racing
AG.M.S.C
HOKKAIDO



North Attack Rally 4-6 July 2003

rally & racing
AG.M.S.C
HOKKAIDO

AG.メンバーズスポーツクラブ北海道

北海道札幌市白石区南郷通19丁目南4-9

株式会社プランニング.フォー内

TEL:011-864-1101 FAX:011-864-1182

E-mail:info@planning-for.co.jp

Supplementary Regulations
特別規則書

プログラム

エントリーの開始日時

2003 年5月19 日(月) 10 時00 分～

ロードブックの発行日時

2003 年7月4 日(金) 7 時00 分～

エントリーの締切日

エントリーの締切日 2003 年6月9 日(月) 17 時00 分迄

レッキ受付

レッキ受付: 2003 年7月4 日(金) 7 時00 分～8 時00 分
場所: ラリー HQ(夕張ホテルシュエパロ 2 F)

レッキ

日時: 2003 年7月4 日(金) 8 時00 分～15 時00 分
公式通知にて公示されるレッキスケジュール詳細に従うこと。

第1回競技会審査委員会

場所: 審査委員会室(夕張ホテルシュエパロ 2 F)
日時: 2003 年7月4 日(金) 19 時00 分

参加確認

場所: ラリー HQ(夕張ホテルシュエパロ 2 F)
日時: 2003 年7月4 日(金) 15 時00 分～19 時00 分迄

公式車輛検査

場所: 石炭の歴史村駐車場
日時: 2003 年7月4 日(金) 17 時00 分～19 時00 分迄
公式通知にて公示される公式車検スケジュール詳細に従って公式車検を受けなければならない。

シーリング

場所: 石炭の歴史村駐車場
日時: 2003 年7月4 日(金) 09 時00 分～11 時00 分迄
2003 年7月4 日(金) 13 時00 分～17 時00 分迄

レグ1のスタートリストの公示

場所: 公式掲示板(ラリーHQ)
日時: 2003 年7月4 日(金) 19 時30 分

レグ2のスタートリストの公示

場所: 公式掲示板(ラリーHQ)
日時: 2003 年7月5 日(土) 23 時00 分

参加者ブリーフィング及び開会式

場所: 夕張ホテルシュエパロ 2 F
日時: 2003 年7月4 日(金) 19 時30 分

ラリースタート

場所: 石炭の歴史村駐車場
日時: 2003 年7月5 日(土) 7 時00 分

ラリーフィニッシュ

場所: ドリームランド特設ステージボディアム

再車検

場所: 石炭の歴史村駐車場

暫定結果公示

場所: 公式掲示板(ラリーHQ)

表彰式

場所: 夕張ホテルシュエパロ 2 F
日時: 2003 年7月6 日(日) 10 時00 分

公式の掲示板

場所: ラリーHQ
日時: 2003 年7月4 日(金) 7 時00 分より
2003 年7月6 日(日) 15 時00 分迄

ラリーHQ(大会本部)

場所: 夕張ホテルシュエパロ
夕張市本町2丁目19番地
電話: 01235-2-2400 FAX: 01235-2-2401
HQ直通電話: TBA

開設時間: 2003 年7月4 日(金) 7 時00 分～19 時30 分迄
2003 年7月5 日(土) 6 時00 分～23 時00 分迄
2003 年7月6 日(日) 8 時00 分～15 時00 分迄

公示

本競技会はFIAの国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及び2003年日本ラリー選手権規定ならびに本特別規則書に従い開催する。

1 組織

1.1 定義

競技会の名称: 全日本ラリー選手権 2輪駆動部門第5戦
全日本ラリー選手権 4輪駆動部門第5戦
ノースアタックラリー

競技種目: ラリー: 4輪自動車によるリライアビリティラン(上級)
「タイムトライアル(スペシャルステージ)を含む」

オーガナイザー: AG.メンバーズスポーツクラブ北海道JAF加盟クラブNO.01001)
〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9

JAF公認NO: TBA 発行日: TBA

1.2 大会組織

1.2.1 大会役員

大会長 石川十四夫
組織委員長 田畑 邦博
副組織委員長 須藤 憲光
組織委員 横田 龍史
組織委員 大橋登美雄
組織委員 中田 省吾

1.2.2 大会事務局

〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
プランニング・フォー内
『ノースアタックラリー』大会事務局

1.3 大会競技役員

審査委員長 仲野 次郎(JAF派遣)
審査委員 石川 明彦(JAF派遣)
審査委員 藤原 篤志
競技長 横田 龍史
技術委員長 石川 和男
コース委員長 中田 省吾
計時委員長 永井 真
救急委員長 米沢 章
副救急委員長 三上 清春
副救急委員長 工藤 晶裕
副救急委員長 高田 孝
副救急委員長 小野 道真
事務局長 大橋登美雄
事務局次長 新井野美恵子
医師団長 野田 健(外科)

2 格式

全日本ラリー選手権 2輪駆動部門(国内格式)
全日本ラリー選手権 4輪駆動部門(国内格式)

3 概要

3.1 競技会の場所 夕張市を中心とした北海道
3.2 競技会の日程 2003年7月4～6日
3.3 コースの総距離 TBA
3.4 タイムトライアルの数 TBA
3.5 タイムトライアルの総距離 TBA
3.6 セクションの数 TBA
3.7 レグの数 2
3.8 タイムトライアル区間の路面の種類 全ステージグラベル
3.9 指示速度走行区間の有無 無し
3.10 その他
ラリー競技会組織に関する規定第6条に該当する競技形式を採用する。

4 参加車両

4.1 参加車両の条件

4.1.1 2003年日本ラリー選手権規定第5条に従ったFIA/JAF公認車両又はJAF登録車両であること。
4.1.2 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証及び強制賠償保険証を有していること。
4.1.3 排気ガス(CO,HC)、排気音が規定値を満たしていること。
4.1.4 クルーは、ヘルメット(JIS乗用車用安全帽規格適合品又はそれと同等品)、シートベルトを保持装備すること。
4.1.5 参加車両には非常用停止標示板(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品、1.5Kg以上の消火器を搭載すること。
4.1.6 無線装置の車両持ち込み、装備を禁止する。

4.2 クラス区分

<全日本選手権 4輪駆動部門>

Aクラス 排気量1400cc 以下の4輪駆動の車両
Bクラス 排気量1400cc を超え2000cc までの4輪駆動の車両
Cクラス 排気量2000cc を超える4輪駆動の車両

<全日本選手権 2輪駆動部門>

Aクラス 排気量1400cc 以下の2輪駆動の車両
Bクラス 排気量1400cc を超え2000cc までの2輪駆動の車両
Cクラス 排気量2000cc を超える2輪駆動の車両

<選手権外部部門>

オープンクラス 排気量による区分無し

5 参加申込

5.1 ノースアタックラリーに参加を希望する場合は、参加申込書に正しく記入し2003年5月19日(月)10時より6月9日(月)17時までの間に規定の参加料を添えて大会事務局宛に送付しなければならない。

ノースアタックラリー大会事務局

住所 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
プランニング・フォー内『ノースアタックラリー』大会事務局

電話 011-864-1101 Fax 011-864-1182

Email info@planning-for.co.jp

website <http://www.planning-for.co.jp/>

この申込がファックスで送付される場合、その原本はエントリーの締切日から遅くとも1週間以内にオーガナイザーに到着しなければならない。

5.2 エントリーの上限は60台とする。

オーガナイザーは国内競技規則4-19に従って、エントリーを拒否する場合があ

る。オーガナイザーはエントリーを受け取ってから8日以内に不受理となったエントリーを通知する。

5.3 参加資格

- 5.3.1 ドライバー及びコ・ドライバーは、参加締切時点に於いて、参加車輛を運転するに有効な運転免許証を取得後3年以上経過していなければならない。但し選手権外部門はこの限りではない。
- 5.3.2 ドライバー及びコ・ドライバーはJAF発行の2003 年度競技運転者許可証の国内B級以上を保持していなければならない。
- 5.3.3 今年度開催されたラリー競技会で、重大な反則による失格宣言をされていないこと。
- 5.3.4 ラリー競技中有効な対人保険に加入していること。

5.4 1台の乗員は、ドライバー、コ・ドライバーの2名とする。

5.5 参加申込に必要な添付書類

- ・ラリー競技に有効な自動車保険(任意保険)の証券写し又は領収書写し
- ・改造車検取得車は、改造申請許可証等の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・選手プロフィール(車両及び顔写真含む)

5.6 乗員および車両の変更

- 5.6.1 正式参加申込後の車輛交換、乗員の変更は、申込締切日までに文章で事務局に申しなければならぬ。
- 5.6.2 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はその限りではない。
- 5.6.3 参加部門または参加クラスの変更を伴う車輛変更は認められない。
- 5.6.4 大会事務局に於いて、参加車輛と参加者の正式参加の受理を決定し、参加者に正式受理書で通知する。
- 5.6.5 正式参加受理後の参加料及び申込の書類は返還しない。
- 5.6.6 参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。

6 参加料

6.1 参加料

- ・競技車輛 128,000 円 (全日本選手権部門1台につき)
- ・競技車輛 80,000 円 (選手権外部門1台につき)
- ・サービス車輛 10,000 円 (1台につき)
- ・サービスクルー 3,000 円 (1名につき)
- ・SSレッキ参加料 15,000 円 (1台につき)

6.2 参加料振込先

北洋銀行 白石本郷支店 口座番号 普通0474780
口座名義 株式会社プランニング・フォー
札幌市白石区本通18丁目北3-88

6.3 参加料に含まれるもの

- 競技車両
- ・ロードブック 1冊
 - ・7月4日・5日のクルー2名の宿泊
 - ・リザルトブック 1冊

サービス車輛

- ・サービスカー登録証 1枚
- ・サービスブック 1冊

サービスクルー

- ・サービスクルーパス 1枚

SSレッキ参加料

- ・レッキ登録証 1枚
- ・レッキ資料 1冊

6.4 エントリー料金は次の場合、全額返済される:

- 6.4.1 エントリーが受理されなかった場合。
6.4.2 ラリーが開催されなかった場合。

7 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。公式通知はラリーHQ(夕張ホテルシュエパロ2F)に設置された公式掲示板に掲示される。また、状況によっては参加者またはクルーに直接伝達する場合もある。

8 競技番号(ゼッケン)及びスポンサー等のステッカー

- 8.1 ゼッケンは、オーガナイザーが決定する。
- 8.2 参加車輛は、オーガナイザーの決めたゼッケン、ステッカー等を所定の位置に貼付すること。貼付出来ない場合は、事務局に申し出て許可を得ること。ゼッケンは印刷部分が完全に露出した状態で貼付すること。

9 参加者の遵守事項

- 9.1 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
- 9.2 一般車輛及び歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 9.3 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 9.4 明らかに追い越そうとしている車輛がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
- 9.5 登録した乗員以外は乗車してはならない。
- 9.6 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 9.7 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他競技会関係添付物を取り除くこと。
- 9.8 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。
- 9.9 タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウインドウを開けて走行すること。
- 9.10 オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また、給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを明けておくことが望ましい。
- 9.11 コース上でやむを得ず停車するときは、後続車に対して自車の50m以上後方の後続車が視認しやすい位置に非常用三角停止板を設置し、合図信号を行い、停止車両があることを後続車に知らせること。これは当該SSでの競技が中断または終了したことがオフィシャルを通じて確認出来るまで続けなければならない。又、クルーが医療処置が必要な負傷を負っていない場合は、ロードブックに綴じられた「OK」の表示を少なくとも3台以上の後続車にはっきりと提示すること。
- 9.12 競技開催2カ月前から夕張市・穂別町・日高町・占冠村地区での本人又は、関係者の練習走行を禁止する。もし、その事実が発覚した場合は、そのチームの参加は一

- 切認めない。
- 9.13 チームキャプテンもしくはその代理人は、ドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。
- 10 レッキ
- 10.1 レッキは、公式通知に従って行うこと。スケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も禁止する。
- 10.2 レッキの方法の詳細については、当日レッキ受付にて渡されるレッキ指示書に従うこと。
- 10.3 指示された進行方向に従い走行すること。逆走を禁止する。
- 10.4 レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。さらに規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。
- 10.5 タイムトライアルを予定する区間での30Km/h 以上での走行を禁止する。
- 10.6 レッキに「マッド&スノー」の表示のあるタイヤを使用する場合は、5分山以下のタイヤのみ許される。エンジンオイルパンを保護するアンダーガードを装着していない車両については、その限りではない。
- 11 車輛検査
- 11.1 すべての競技車輛は、本規則及び公式通知に定められた予定時刻にしたがって、車輛検査を受けなければならない。
- 11.2 すべての過給器つき車両は、本規則に定められた予定時刻にしたがって、ターボシーリングを受けなければならない。
- 11.3 JAF公認登録番号標付車輛検査チェックリストに必要な事項を記入して車両検査時、持参しなければならない。
- 11.4 競技会審査委員会は、規則に不適な箇所が発見された車両に対し、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。
- 11.5 オーガナイザーは競技会期間中、任意に車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技会期間中、常に各自の車両の適合性について責任を持つものとする。
- 11.6 各クルーは、競技の最終コントロール通過後ただちに競技車両をパルクフェルメに進入させ、下記の確認を受けること。
(1) 出走前に車両検査を受けた車両と同一であること。
(2) 罰則の対象となる要因の有無。
(3) マーキング、封印等を実施した場合は、それが保持されているかどうか。
- 11.7 競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オーガナイザーは分解を伴う再車検を行うことができる。再車検の際、必要な人員、部品工具等の費用は参加者の負担とする。
- 12 サービスとサービスパーク
- 12.1 競技中は、競技車両のサービスはオーガナイザーが設定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自らが車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない(コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く)。
- 12.2 整備作業を行うことができる者は、当該車輛の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員(登録されたサービスクルー)とする。
- 12.3 本規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
- 12.4 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
- 12.5 整備作業実施後は必ず競技会技術委員の確認を受けること。
- 12.6 サービスパークには競技車両の他には登録されたサービス車両以外入場出来ない。

- 12.7 競技車両1台につき2台のサービス車両を使用することが出来る。この車両は参加申し込み時に登録され、サービス車両であることを示すプレート(サービスカー登録証)を表示していなければならない。
- 12.8 サービスパーク内においては、いかなる車両も30km/h を超えて走行してはならない。
- 12.9 サービスパークでの車輛整備の範囲は下記の通りとする。
(1) タイヤの交換
(2) ランプ類のバルブの交換
(3) 点火プラグの交換
(4) Vベルトの交換
(5) 上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目。
- 13 パルクフェルメ
- 13.1 下記がパルクフェルメ規制の対象となり、いかなる整備、修理、燃料補給も禁止される。
(1) コントロールエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。
(2) レグの終了後、車両保管場所に進入した瞬間から退出するまでの間。
(3) ラリー終了地点に到着した瞬間から、競技会審査委員会が車両保管の解除を認めるまでの間。
(4) スターティングエリアまたはリグルーピングエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。
- 13.2 パルクフェルメを監視する競技役員以外はパルクフェルメに立ち入ることは認められない。ただし、やむを得ない理由により競技役員が特に認めた場合はこの限りではないが、常に当該競技役員の監視下に置かれることとする。
- 13.3 スターティングエリア、リグルーピングエリアおよびレグ終了後の車両保管場所については、クルーは自車のスタート時刻の10分前にパルクフェルメに立ち入ることができる。また、リグルーピングの停車時間が15分以内の場合は、クルーはリグルーピングエリアに留まることができる。
- 13.4 パルクフェルメへの搬入・搬出、およびパルクフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。パルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- 13.5 競技車両の破損が著しく、競技会技術委員長が道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあると判断した場合、クルーは競技会技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員の立ち会いのもと、指示された部分についてのみ修理を行わなければならない。
- 13.6 上記13.5 のために予定時刻通りパルクフェルメを退出できない場合はコントロールへの遅着とみなされ、当該クルーにはタイムペナルティが課されたうえで新たなスタート時刻が与えられる。
- 13.7 例外的な処置として、競技会技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員の許可および立ち会いのもとで、クルーはスターティングエリア、リグルーピングエリアまたはレグ終了後の車両保管場所に停車している間にフロントウィンドウおよびリアウィンドウを交換することが認められる。この場合は外部の援助を受けても構わない。
- 13.8 上記13.7 のウィンドウ交換を行うにあたり車体またはロールバーの修復が必要となり、外部の援助を受けてその修復作業を行った場合はタイムペナルティが課される。
- 13.9 上記13.7 および13.8 の修理は自車のスタート時刻前に完了されていなければならない。これを過ぎた場合は上記13.6 が適用される。
- 13.10 クルーは競技車両をパルクフェルメに停車させた後、速やかにエンジンを停止してパルクフェルメから退出しなければならない。クルーおよびチーム関係者がパ

- ルクフェルメに再入場することは許されない。
- 14 **タイヤ**
- 14.1 スパイクタイヤの使用を禁止する。
- 14.2 タイヤ交換はサービスパーク以外で行ってはならない。ただし、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない(コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く)。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。
- 14.3 競技中に使用できるタイヤの本数を各セクション毎に6本迄(車両に積み込むスペアタイヤ2本迄)とする。
- 14.4 競技中タイヤマーキング及びタイヤマーキングのチェックを行う。タイヤマーキングを受けた場合、参加者は常に各自のマーキングを当初通り保持する責任を負う。マーキングを受けたタイヤを他の車両が使用することは許されない。
- 15 **スタート**
- 15.1 各競技車両のスタートは原則として、1分間隔で1台ずつスタートする。
- 15.2 レグ1をスタートする車両は7月5日(土)6時30分迄にスターティングエリア(石炭の歴史村駐車場)に車両を保管すること。スターティングエリアはパルクフェルメの規定が適用される。
- 15.2 クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合、その遅れが15分以下であれば、クルーは実際のスタート時刻の記入を受けてスタートすることが認められる。
- 16 **ルート及び指示事項**
- 16.1 ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。又ロードブックはラリーHQにて交付する。
- 16.2 オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
- 17 **タイムカードへの記入**
- 17.1 ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
- 17.2 タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
- 17.3 タイムカードに記入された時刻に対する抗議は、当該競技役員に直ちに行うこと。又その判定と指示に従わなければならない。
- 18 **コントロールの手順と機能**
- 18.1 すべてのコントロールは以下の方法で示される。
- 18.1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約2.5m先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識の同一の図柄の赤色地の標識によって示される。さらに約2.5m先に設置されるコントロールエリアの終了はベージュ地に黒の斜線が3本入った終了標識によって示される。
- 18.1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
- 18.1.3 競技車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超過してコントロールエリア内に留まってはならない。
- 18.1.4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
- 18.1.5 すべてのコントロールは、最初の競技車両の通過予定時刻の15分前から最終競技車両の通過予定時刻の15分後まで開設する。

- 18.1.6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
- 18.2 すべてのコントロールは本規則付則2に示す標識を使用する。
- 18.2.1 タイムコントロール:黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色のBの標識で示される(終了標識)。
- 18.2.2 スペシャルステージ:スタート地点は赤色地のCの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のDの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のDの標識で示される。さらにその先(100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に"STOP"と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色のBの標識で示される。
- 18.3 **タイムコントロールにおけるチェックインの手順**
- 18.3.1 チェックインの手順は、競技車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。
- 18.3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行してはならない。
- 18.3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、競技車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。
- 18.3.4 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
- 18.3.5 タイムカードへのチェックイン時刻の記入は、クルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
- 18.3.6 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間をスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
- 18.3.7 競技車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
- 18.3.8 目標チェックイン時刻と同じ分の間にタイムカードを手渡した場合、遅着のタイムペナルティは受けない。
例:目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
- 18.4 **コントロールのスタート時刻**
- 18.4.1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
- 18.4.2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
- 18.4.3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
・黄色地のタイムコントロール予告標識

- ・約2.5m先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・50～200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - ・25m先にベージュ地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
- 18.4.3 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
- 18.4.4 その後、競技車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートのオフィシャルによってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
- 18.4.5 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻と、続くロードセクションのスタート時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージのフィニッシュライン通過時刻の次の分とする。
- 18.5 リグルーピングのコントロール
- 18.5.1 リグルーピングエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した競技車両の時間間隔を詰めることである。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
- 18.5.2 リグルーピングのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。それから速やかに車両をパルクフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
- 18.5.3 リグルーピングエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- 18.6 スペシャルステージ
- 18.6.1 スペシャルステージ区間の計時は1/10秒まで計時し、成績に反映する。
- 18.6.2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
- 18.6.3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。競技車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図に従ってスタートすること。合図が出されてから2.0秒以内にスタート出来ない場合は、失格とし安全な場所に速やかに移動される。
- 18.6.4 スタートの合図は30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。その場合は、本規則付則3に従うこと。また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
- 18.6.5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
- 18.6.6 各スペシャルステージには、オーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
- 18.6.7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
- 18.6.8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、1/10秒)の記入を受けること。

- 19 標準時刻
- 19.1 計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式基準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。
- 20 競技結果
- 20.1 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
- 20.2 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定出来ない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。
- 20.3 レグの最終のTCの早着は減点の対象としない。
- 21 罰則
- 本競技会には本規則付則1の表による罰則が適用される。
- 22 抗議
- 22.1 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。但し、自分の参加拒否並びに競技会審査委員会の判定に対する抗議は出来ない。
- 22.2 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき50,900円の抗議料を添えて、文書で競技長に提出すること。
- 22.3 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
- 22.4 抗議が車両の分解及び再組立を含むものである場合、その申立者は別途保証金を払わなければならない。
- 22.5 作業及び車両の運搬に係わる費用は、抗議が認められない場合は抗議申立者が、又認められた場合は当該抗議の対象者がそれぞれ支払うものとする。
- 22.6 抗議が認められなかった場合で、抗議に係わる費用(車検・運搬など)が保証金の額を上回った場合、その差額は抗議申立者が支払うものとする。逆に当該費用の額が下回った場合、その差額は抗議申立者に返金されるものとする。
- 23 棄権
- 参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届を持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。
- 24 失格
- オーガナイザーは、参加者が下記に該当する行為をなした場合には失格を宣言する。
- 24.1 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- 24.2 道路交通法に違反したとき。
- 24.3 リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 24.4 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- 24.5 タイムカードを改ざんしたとき。
- 24.6 車両規則違反が発見されたとき。
- 24.7 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
- 24.8 参加者又は関係者間で不正行為があったとき。
- 24.9 その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 24.10 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

- 25 競技打ちきり、中断と成立
- 25.1 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ちきり及び特定区間中断がなされる。その場合、競技役員により公式通知にて通知する。
- 25.2 競技が打ちきりになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。
- 26 競技会の中止又は延期
保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行うことがある。又中止、再競技の場合の日時は、公式通知を持って通知する。この場合、参加料は返還する。
- 27 損害の補償
参加者は車輛及び付属品が破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。参加者は、JAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者の負傷、死亡その他車輛の損害事故に対しては、一切の補償、責任を負わない。
- 28 賞典
<全日本選手権 4輪駆動部門部門>
Aクラス 1～3位 JAF橋副賞
Bクラス 1～3位 JAF橋副賞 4～6位 副賞
Cクラス 1～3位 JAF橋副賞 4～6位 副賞
<全日本選手権 2輪駆動部門部門>
Aクラス 1～3位 JAF橋副賞
Bクラス 1～3位 JAF橋副賞 4～6位 副賞
Cクラス 1～3位 JAF橋副賞 4～6位 副賞
但し、各クラス参加台数の30%までとする。
その他特別賞 トロフィー、副賞
- 29 本規則の解釈
本規則及び競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

「ノースアタックラリー」大会組織委員会

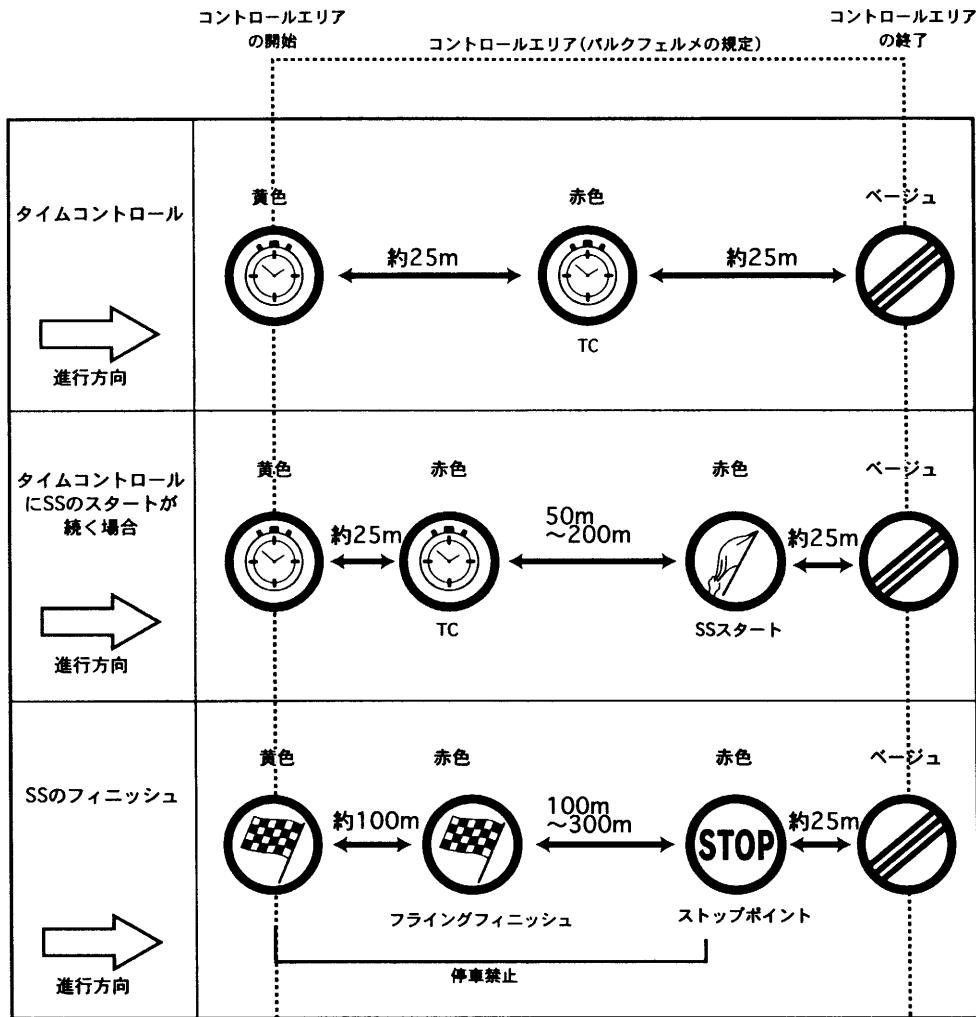
付則1 罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
競技全般	クルーのうち1名が競技から離脱した場合	失格	
	タイムカードに時刻が記入されていない場合		
	競技中にクルー以外の第3者を競技車両に乗せた場合(負傷者を搬送する場合を除く)	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)		
	サービスパーク内で30km/hを超えて走行した場合		
	サービスパーク以外で車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第3者が競技車両を押して移動させた場合(安全上やむを得ない場合を除く)		
タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合			
車両検査	定められた予定時刻に従って車両検査を受けなかった場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)	スタートが認められない	
	クルーが特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該車両の適格性について確認出来なかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。	
	競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりした場合	失格	
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格	
	コントロールの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を超える遅着はスタートが認められない	1分につき10秒 (分未満切り上げ)
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ	
	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分 (分未満切り上げ)

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
コントロール	コントロールの順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	競技車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合		
コントロール	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に15分を超えて遅着した場合	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、セクションまたはレグの終了地点で発表すること)	
	各セクションもしくは各レグのいずれかの終了地点において遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じて遅着時間が合計60分を超えた場合(これらの時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早着時間との差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って遅着時間の合計に早着時間は含まれない。)		
スペシャルステージ	指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わずスタートが遅れた場合。	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分(分未満切り上げ)
	クルーの過失によりスタート時刻の記入が出来ない場合		
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタート出来ない場合		
	スペシャルステージを逆走した場合	失格	
	フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合		
	オーガナイザーが定めた基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合(超過時間の算出は分単位(分未満切り上げとする))		
	反則スタート(スタート合図よりも先に車両が前進した場合)	3回までの違反: 右のタイムペナルティが課される。4回目以降の違反: 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反: 10秒 2回目の違反: 1分 3回目の違反: 3分 (ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課されることがある。)

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
スペシャルステージ	指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。(ただし、右のタイムペナルティを下限とする)	10分
	クルーの過失によりストップポイントにおいてフィニッシュ時刻の記入が出来ない場合	タイムペナルティ	5分
	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。(この決定はセクションまたはレグの終了地点で発表される)	
	スペシャルステージ上での停車時に、負傷者がいないにも関わらずロードブックのOKページを後続車に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により罰則(場合によってはその他の罰則)が課されることがある	
バルクフェルメ	バルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合	失格	
	破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施したことにより予定通りバルクフェルメを退出出来なかった場合	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分(分未満切り上げ)
	特例としてウィンドウ交換を実施したことにより予定時刻通りバルクフェルメを退出出来なかった場合		
	特例としてウィンドウ交換を実施するにあたり、外部の援助を受けて車体またはロールバーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分(分未満切り上げ)
	スターティングエリアへの車両保管時刻に遅れた場合	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分(分未満切り上げ)

付則2 コントロールで使用する標識（サイン）



付則3 スペシャルステージのスタート使用されるカウントダウン表示装置

スタート45秒前。5個の赤ランプ点灯。



スタート30秒前。4個の赤ランプ点灯。



スタート15秒前。3個の赤ランプ点灯。



スタート10秒前。2個の赤ランプ点灯。



スタート5秒前。1個の赤ランプ点灯。



スタート4秒前。2個の赤ランプ点灯。



スタート3秒前。3個の赤ランプ点灯。



スタート2秒前。4個の赤ランプ点灯。



スタート1秒前。5個の赤ランプ点灯。



スタート。全ての赤ランプ消灯。2個の緑ランプ点灯。(スタートより20秒間点灯)

